第８８回　学長選考会議　議事要旨

１　日　時：令和３年９月２２日（水）１５：２３～１６：１７
２　場　所：事務局４階特別会議室
３　議　事
　議題１．学長に対する業績評価の結果について
　議題２．学長再任審査実施スケジュールについて
　報告事項１．国立大学法人法の一部改正について
　その他
４　配付資料
　資料１－１．国立大学法人鹿児島大学学長の令和２年度業績評価（案）
　資料１－２．個別評価調書評定一覧表　【※席上配付：回収】
　資料１－３．個別評価調書集計表【※席上配付：回収】
　資料１－４．総合評価調書集計表【※席上配付：回収】
　資料１－５．学長選考会議における学長の令和２年度業績評価の結果について（通知案）
　資料１－６．学長の令和２年度業績評価結果の公表（案）
　資料２．再任審査実施スケジュール・令和４年度再任審査版（案）等
　資料３．国立大学法人法の一部を改正する法律及び国立大学法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の公布について

　参考資料１．国立大学法人鹿児島大学長に対する業績評価についての方向性
　参考資料２．国立大学法人鹿児島大学長の業績評価に関する実施要項
　参考資料３．国立大学法人鹿児島大学学長の令和元年度業績評価
　参考資料４．国立大学法人鹿児島大学学長の再任審査に関する要項
　参考資料５．岡山大学再任関係資料
　参考資料６．国立大学法人鹿児島大学学長選考会議理事加入の検討について（依頼）

　・学長選考会議関係参考資料（冊子）※席上配付

［出席委員］　１４名
（学外有識者）池田、坪内、津曲、中村、福元、山野
（学内委員）　渡邊、松田、有倉、岡村、西村、橋本、佐久間、井戸

［欠席委員］　２名
（学外有識者）上村、塩田
（学内委員）

［オブザーバー］　日高監事

［事務局］
（事務局長）田頭　（部長）田中　（課長）中間　（課長代理等）桑畑

議長から、出席委員の確認について、本日の出席委員は学外委員６名、学内委員８名の計 14

名であり、議事成立要件を満たしていることの確認が行われた。
　その後、総務課長から配付資料の確認が行われた。

議題１．学長に対する業績評価の結果について
　まず、事務局から、学長に対する業績評価の資料について説明があった。次に、議長から、各委員の評価結果をとりまとめた「個別評価調書評定一覧表」（資料１－２）、「個別評価調書集計表」（資料１－３）、「総合評価調書集計表」（資料１－４）について異議がないか諮られ、了承された。さらに、「学長選考会議における学長の令和２年度業績評価の結果について（通知案）」（資料１－５）及び「国立大学法人鹿児島大学学長の令和２年度業績評価（案）」（資料１－１）について審議され、原案どおり承認された。
　なお、本会議終了後、学長に「国立大学法人鹿児島大学学長の令和２年度業績評価」（資料１－１）及び「学長選考会議における学長の令和２年度業績評価の結果について」（資料１－５）に加え、「個別評価調書評定一覧表」、「個別評価調書集計表」及び「総合評価調書集計表」（資料１－２～４）も併せて議長から手渡すことが了承された。
　また、評価結果については、議長代行が 10 月開催の教育研究評議会で報告した後、本学ホームページに「国立大学法人鹿児島大学学長の令和２年度業績評価」（資料１－１）を掲載して公表し、11 月開催の経営協議会には議長が報告することが確認された。

議題２．学長再任審査実施スケジュールについて
　事務局から、当初令和３年度中に学長の再任審査を行う予定である旨説明していたが、令和３年度までの学長の業績評価ができるよう令和４年度に再任審査を行う再任審査スケジュールの変更について説明があった。このスケジュールでは、再任審査は令和４年１月の学長の再任の意思の確認からスタートし、学内意向調査は行なわず、学長から提出された業績調書、所信表明書等の審査等必要な調査を行い、令和４年６月開催の本会議での学長のプレゼンテーション及び質疑応答などを経て、可否投票で決定することなどや再任審査が否の場合のスケジュールについても具体的に説明された。
　審議の結果、原案どおり令和４年度に再任審査を行なうスケジュールが了承された。
　なお、本スケジュールについても、議長代行から 10 月開催の教育研究評議会に報告し、議長から 11 月開催の経営協議会に報告することとなった。

報告事項１．国立大学法人法の一部改正について
　事務局から、文部科学省から「国立大学法人法の一部を改正する法律及び国立大学法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の公布について（令和３年６月 28 日付け３文科高第 367 号）」通知があったことが報告された。次に、その内容について、令和４年４月１日より本会議は学長選考・監察会議と名称変更すること、学長選考・監察会議は監事から学長の不正行為等の報告を受けた場合等は、学長に対し職務執行の状況報告を求める権限が付与されること、また、委員に学長を加えることができないこと、学外委員と同数の範囲内で教育研究評議会において選出された場合には理事も委員に加わることができること等資料に基づき説明があった。
　また、本会議の規則等の改正は、11 月以降の本会議で審議予定であること等併せて説明があった。

その他
　特になし

次回の開催は、令和３年 11 月 25 日（木）経営協議会終了後に開催することとなった。